租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七　平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）又は第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定

第四条第二項第七号を次のように改める。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下第九号までにおいて「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第九号において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

第四条第二項に次の二号を加える。

八　平成三十一年改正法附則第五十三条又は第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第五十五条の二（第二項、第七項及び第九項を除く。）又は第六十八条の四十三の二（第二項、第八項及び第十項を除く。）の規定

九　平成三十一年改正法附則第五十四条又は第七十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第五十七条の九第三項又は第六十八条の五十九第三項の規定

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百六号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項各号中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改める。

第三条の五の三第一項中「が同項」及び「が法第二十八条の二の二第一項」を削り、「第十三条の二の四」を「第十三条の二の三」に改め、同条第二項中「第十三条の二の四」を「第十三条の二の三」に改める。

第三条の八の見出し中「の敷地」を削り、同条中「第十一条の六第三項」を「第十一条の七第六項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第二号中「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第十一条の七第一項の規定の適用を受ける場合　市町村長のその者の有する家屋でその居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋が警戒区域設定指示等（同条第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この号及び次号において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

二　法第十一条の七第二項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる書類

イ　法第十一条の七第二項に規定する被相続人（イにおいて「被相続人」という。）に係る次に掲げる書類

(1)　市町村長のその者の有していた家屋でその居住の用に供していたものに係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）その他の書類で、当該家屋（以下この号において「被相続人所有家屋」という。）が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

(2)　被相続人所有家屋に係る登記事項証明書その他これに類する書類で、当該被相続人が当該被相続人所有家屋を(1)に規定する居住の用に供することができなくなった時（以下この号において「家屋居住不能時」という。）の直前において有していたことを明らかにするもの

(3)　被相続人所有家屋の所在地を管轄する市町村長から交付を受けた当該被相続人の住民票の写し（ロ(3)に規定する譲渡をした日から二月を経過した日後に交付を受けたものに限る。）、戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で、当該被相続人が家屋居住不能時の直前において当該被相続人所有家屋を居住の用に供していたことを明らかにするもの

ロ　被相続人所有家屋又は当該被相続人所有家屋及び当該被相続人所有家屋の敷地の用に供されている土地等（ロにおいて「被相続人所有家屋等」という。）の譲渡をした者に係る次に掲げる書類

(1)　譲渡をした被相続人所有家屋等に係る登記事項証明書その他これに類する書類で、当該譲渡をした者が当該被相続人所有家屋等を有していたことを明らかにするもの

(2)　譲渡をした者の戸籍の謄本又は抄本その他これに類する書類で、当該譲渡をした者がイに規定する被相続人の相続人（包括受遺者を含む。）に該当することを明らかにするもの

(3)　譲渡をした被相続人所有家屋等の所在地を管轄する市町村長から交付を受けた当該譲渡をした者の住民票の写し（当該譲渡をした日から二月を経過した日後に交付を受けたものに限る。）、戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で、当該譲渡をした者が家屋居住不能時の直前においてイに規定する被相続人に係る被相続人所有家屋に居住していたことを明らかにするもの

第三条の八を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条の七第三項第二号に規定する財務省令で定める指示は、住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示とする。